

令和5年度第9回南区協議会次第

日時：令和5年12月19日（火）午後1時30分から
会場：南区役所 3階 大会議室

1 開会

2 議事

報告事項

区再編後の南地域分科会の運営体制について 【区振興課】

3 その他

- (1) 令和6年度地域力向上事業の事業募集について
- (2) 出世大名家康くんARフォトコンテストの選考について

・次回の開催予定

南地域分科会

第1回：令和6年1月31日（水）

第2回：令和6年2月22日（木）

（午後1時30分から 南行政センター【※旧南区役所】3階大会議室にて）

4 閉会

※協議会終了後、動画による委員研修を実施します。

《今回のテーマ》

【11月分】地域課題解決の方法②

【12月分】7～11月の連続講座のまとめ、今後の協議会に求められること

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	区再編後の南地域分科会の運営体制について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>令和6年1月1日の区再編に伴い、南区役所は南行政センターとして運営をしていく。 それに伴い現南区協議会の運営体制についても変更が生じる。</p>				
対象の区協議会	令和5年度第9回南区協議会（南区：12月19日）				
内 容	区再編後の体制の変更に伴う南地域分科会の運営体制について報告するもの。				
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)					
担当課	南区区振興課	担当者	二橋 祐太郎	電話	425-1120

南行政センター

再編前に南区役所庁舎で提供したサービスは、同じ庁舎で提供します。

■ 南行政センター庁舎内（～2023.12.31南区役所庁舎）所在地：中央区江之島町600-1

主な業務	問い合わせ先		
		2024.1.1から	2023.12.31まで
総務(住居表示・統計 など) 防災 など	☎425-1120	南行政センター	地域振興担当 区振興課
証明・届出(戸籍・住民票) マイナンバーカード	☎425-1346 ☎425-1348		証明・届出担当 区民生活課
生涯学習、自治会、コミュニティ支援 など スポーツ振興、事業後援、ごみ など	☎425-1382		まちづくり推進担当
地域福祉 障害福祉	☎425-1485	中央福祉事業所(南)	社会福祉担当 社会福祉課
子ども福祉(児童手当、医療費助成 など) 家庭児童相談室	☎425-1463 ☎425-1564		児童家庭担当※
生活保護	☎425-1460		生活福祉担当
介護保険、高齢者福祉	☎425-1542		長寿支援担当
国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金	☎425-1582		保険年金担当 長寿保険課
予防接種、がん検診 など 母子保健、健康相談	☎425-1590	中央健康づくりセンター(南)※	健康づくり課
担当課がわからない場合	☎425-1111	総合案内	総合案内

※2024.4.1から こども家庭センター を設置

※広報はままつ臨時号 区再編ガイドブックより抜粋

南区役所

(令和5年12月まで)

- ① 区長
- ② 副区長(区振興課課長)
- ③ 区振興課課長補佐
- ④ 区調整官



南行政センター

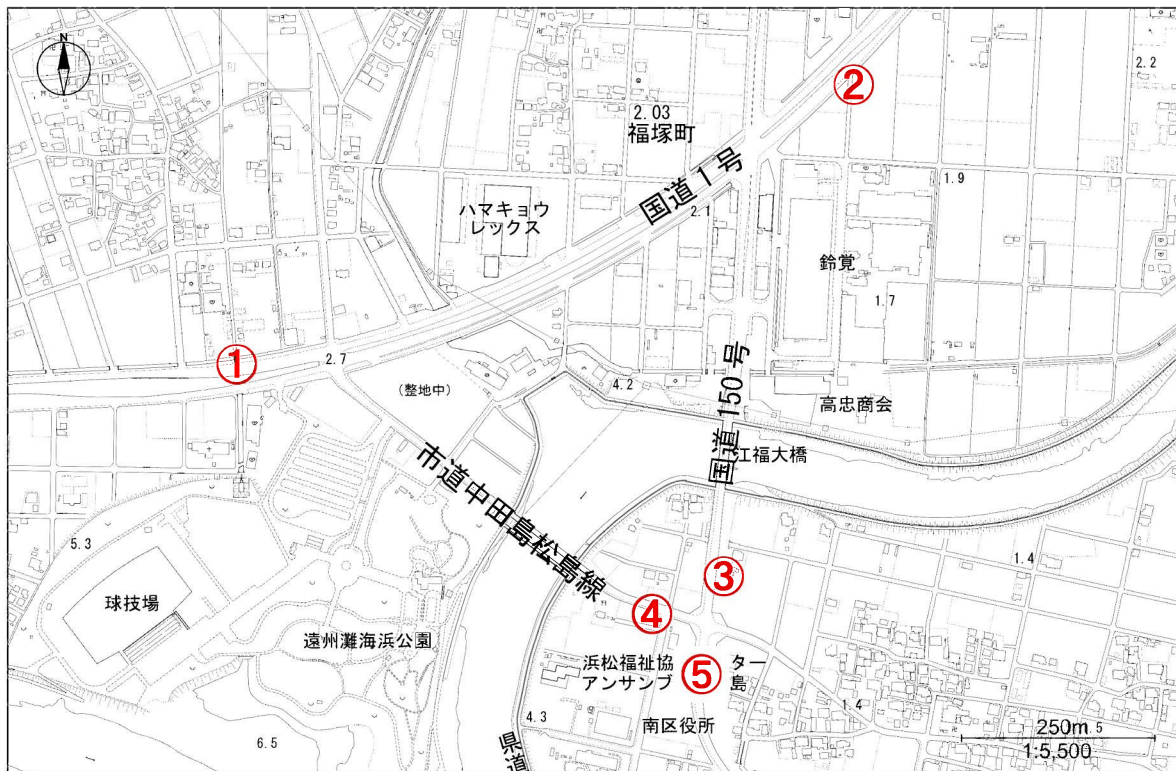
(令和6年1月から)

- ① 行政センター所長
- ② 行政センター副所長
- ③ 参与(前区長)
- ④ 区調整官

※そのほかの職員についても従前のとおり、必要に応じて出席します。

区再編に伴う道路上の庁舎案内看板の更新について

1 案内看板位置図



2 現況写真

① 国道1号（のぼり）	② 国道1号（くだり）	③ 国道150号
④ 市道中田島松島線（両面）	⑤ 市道中田島松島線	

3 更新の対応方法

◎国が年内撤去

国道1号（①・②）※「区役所」から「行政センター」に変更となる場合、重要施設の区分から外れるため、新たな看板は設置されません。

（国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所にて確認済）

◎市が年内撤去、年明けに「南行政センター」の案内看板設置

国道150号（③）、市道中田島松島線（④・⑤）

浜松市民の皆さんの新しいアイデアを募集します！



地域力 向上事業

-市民提案による住みよい地域づくり助成事業-

[補助上限額]

200万円

市民の皆さんが主体になり
地域づくりに取り組む事業が対象じゃ

地域
活性化

文化
スポーツ

魅力
発信

健康
福祉

生活
環境

などなど

■ 補助率

補助対象経費の1/2以内

■ 対象者

浜松市内で活動する団体

■ 問合せ

各区役所 区振興課または行政センター

※ 詳細は裏面をご覧ください。



出世大名 ©浜松市
家康くん

令和6年度 2024



補助対象となる団体は？

3人以上で構成され、市内に住所を有するまたは市内で活動する法人その他グループで、申請の時点で市税の未納がない団体が補助対象です。

(ただし、政治・宗教を目的とする団体や暴力団等と密接な関係を有する団体等は対象外)



補助対象になるのはどんな事業？

次のいずれかに該当する公益性のある事業

- ① 地域コミュニティづくり
- ② 安全安心な地域づくり
- ③ 生活改善及び生活環境の向上
- ④ 文化・スポーツ・生涯学習の振興
- ⑤ 健康・福祉の向上
- ⑥ 地域の特性を活かしたまちづくり

(ただし、政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業や公序良俗に反するおそれがあると認められる事業等は対象外)



事業の実施期間や採択の回数？

4月1日～翌年3月31日までの年度内に完了するよう事業計画を立ててください。

同一事業につき最大3回（通算3年度分）継続して補助を受けることができます。補助率は1年目50%以内、2年目40%以内、3年目25%以内と段階的に下がります。なお、3年連続でなくても構いません。



行政区再編による影響は？

- ・補助上限額や対象経費など、助成条件はこれまでと変わりません。
- ・提案書類の提出先は、事業を実施する地域の区振興課または行政センターです。
- ・区再編後は、これまでどおり旧7区のエリア内での事業実施に加えて、区内を対象とした事業提案も可能となります。（例：中央区であれば、旧西区と旧南区にまたがる事業が可能。）
- ・その場合、提案書類の提出先は、事業を実施する地域内の、どの区振興課や行政センターでも構いません。判断に迷う場合には、区役所等へご相談ください。



問い合わせ先は？

各区区役所ホームページから提案書のダウンロードができます。募集状況や提案書の提出期限など、詳しくは各区区振興課または行政センター（天竜区は各地区支所）へお問い合わせください。

問い合わせ先

中央区	区振興課	TEL:457-2210	天竜区	区振興課	TEL:922-0013
	東行政センター	TEL:424-0115		春野支所	TEL:983-0001
	西行政センター	TEL:597-1112		佐久間支所	TEL:966-0001
	南行政センター	TEL:425-1120		水窪支所	TEL:982-0001
浜名区	区振興課	TEL:585-1141		龍山支所	TEL:966-2111
	北行政センター	TEL:523-1168			